

議案第 6 5 号

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法の改正に伴う改正

飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の見直しを行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらよりひとつ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「ように」の次に「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」を加え、「必要な措置を講ずる」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第8条 略 (安全計画の策定等)</p> <p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の見直しを行うものとする。 (自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活</p>

第12条・第13条 略

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定の例により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように

必要な措置を

講ずるよう努めなければならない。

3～5 略

以下 略

第12条・第13条 略

第14条 削除

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

に実施するよう努めなければならない。

3～5 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことにより所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>(1) 安全計画の策定等</p> <p>利用乳幼児安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならないよう規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第8条の2関係）</p> <p>(2) 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動又は送迎を目的とした自動車の運行をするときは、乗車及び降車の際に、利用乳幼児の所在を確認しなければならないよう規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第8条の3関係）</p> <p>(3) 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができる。</p> <p style="text-align: right;">（第11条関係）</p>

	<p>(4) 児童福祉法において懲戒権に関する規定の削除に伴い、本条例においても同様の規定を削除するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第14条関係)</p> <p>(5) 職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めなければならないように規定する。</p> <p style="text-align: right;">(第15条関係)</p> <p>(6) 送迎バス等にブザーなどの乳幼児の見落とし防止装置を備えることが困難な場合は、令和5年度中の間はそれに代わる方法によって乳幼児の所在確認を行うことができるように規定する。</p> <p style="text-align: right;">(附則第2項関係)</p>
市民への影響等	特になし（市内には該当事業所なし）
施行日	公布の日（適用日：令和5年4月1日）
備考	